

(証券コード：9446)

2022年12月2日

株 主 各 位

名古屋市中区千代田五丁目21番20号

株式会社サカイホールディングス

代表取締役社長 山 口 伸 淑

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面またはインターネットにより2022年12月21日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月22日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケーアイファーストビル）
株式会社サカイホールディングス 本社5階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第32期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

<株主提案>

- 第6号議案 取締役3名選任の件

各議案の内容は後記の株主総会参考書類に記載のとおりですが、
当社取締役会は株主提案（第6号議案）に反対しております。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願いいたします。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sakai-holdings.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

<ご来場される株主様へのお願い>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の対策を行いますので事前にご了承くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

- ◎ ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策へのご配慮をお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会会場において、感染拡大防止のための必要な対応（入場数制限のため入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様にご入場をお断りすることや退場をお願いすること、会場内でマスク着用すること等）を講じる場合がありますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ◎ 感染拡大防止のため、会場内は座席の間隔を広げ、着席可能な座席数を大幅に減らして運営を行います。
- ◎ 当社株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ◎ 受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。手指のアルコール消毒にご協力ください。
- ◎ 受付の際、検温をお願いいたします。万一、検温の結果37.0℃を超える株主様につきましては、誠に恐縮ですがご出席を見合わせていただくこととなりますので、予めご了承くださいませよう重ねてお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してください
ますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年12月22日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年12月21日（水曜日）
午後6時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年12月21日（水曜日）
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株式会社サカイホールディングス、600
 株主様は、2022年12月22日開催の株主総会（第3回臨時株主総会）議決案または議決権行使書に記載の議決案のうち、任意（賛成・反対）のいずれかを選択し、議決権行使いたします。

2022年12月 日

各議案につき、賛否の表示がない場合は、合議案については「賛」、株主提案については「否」の欄に印し、株主提案の候補者番号の記載がない場合は「賛」の欄に印し、反対の候補者の番号をご記入ください。

株式会社サカイホールディングス

議決権行使者名	株主番号	議決権行使股数	席
議決権行使者名	株主番号	議決権行使股数	席

（注）株主総会にご出席でない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年12月21日午後5時までに到着するようにご返送ください。

2. 第3号議案および第6号議案の賛否をご表示の際は、一部候補者につき異なる賛否を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。

3. 賛否のご表示は、黄色のボールペンにより、必ず入り印を記入ください。

4. 議決権をインターネットで行使される場合、P0の住所欄をスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトアクセスし2022年12月21日午後5時までに行使ください。この場合、議決権行使票を返送される必要はありません。

インターネットと裏面両方で議決権行使された場合は、インターネットを優先とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の印字を切り離すにそのまま会場へ持参してください。

株式会社サカイホールディングス

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※議決権行使書用紙はイメージです。

「会社提案」の記入方法

- 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- 反対の場合：「否」の欄に○印

第1号議案
 第2号議案
 第4号議案
 第5号議案

「株主提案」の記入方法

- 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合：「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対の場合
 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第6号議案

- 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合：「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対の場合
 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

なお、当社取締役会は株主提案（第6号議案）に反対しております。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

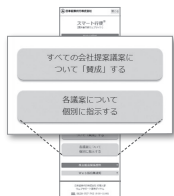
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

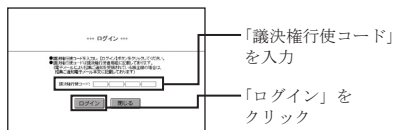
議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

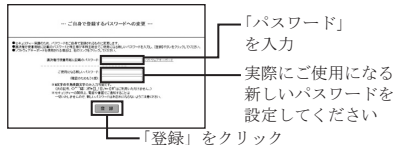
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

[電話] 0120 (707) 743

受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

第32期事業報告

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況がやや緩和されるも、ウクライナ情勢などを背景にしたエネルギー価格の高騰、円安に伴う急激な物価高など、引き続き不透明な状況が続いています。

このような経済環境のもとで、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は14,210百万円（前期比6.3%減）、営業利益は1,223百万円（前期比7.0%減）、経常利益は1,128百万円（前期比6.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は496百万円（前期比33.0%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

再生可能エネルギー事業につきましては、政府の2050年カーボンニュートラル宣言、エネルギー基本計画等、脱炭素化の流れが加速し、再生可能エネルギーへの期待と存在感が高まるなか、現在15ヶ所（内1ヶ所は子会社のエスケアーアイ開発株式会社）の太陽光発電所を運営しています。全ての発電所において、自社エンジニアが発電所運営管理業務（O&M）を担当すると共に、全国各地に広く設置する分散型発電により、地震や台風等の自然災害が発生した際のリスクを分散しています。これにより、運転開始以降、全ての発電所が安定稼働を継続しています。また、いずれもFIT認定を取得、固定買取制度により、安定したストック収益を見込むことができます。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,506百万円（前期比3.8%増）、営業利益は1,259百万円（前期比12.3%増）となりました。

移動体通信機器販売関連事業につきましては、政府による携帯電話料金の見直し要請により、大手通信事業者各社が通信料金の値下げの実施やオンライン専用の低料金プランを開始する等、通信事業者間の価格競争が激化しています。また、お客様の携帯端末保有の長期化やSIMのみの契約の増加などにより利益率が減少しています。このような事業環境のなか当社グループは、外販専門部隊を増員し、商業施設等への積極的な営業展開をして参りました。また、対面サービスを通じて地域のDX化を支える拠点と位置づけ、お客様満足度向上に向けた人材育成に注力するとともに、お客様の意向に合わせた料金プランの案内、スマートフォンの販売のほか、光回線、電気、キャッシュレス決済に加え、アドレス等のデータ移行や保護フィルム貼り等を有償で提供するなど、多様なサービスを提供しています。更には、

店舗の運営効率を向上させるため、当社の主要地域におけるドミナント出店戦略を推進しました。

この結果、当連結会計年度における販売台数は新規・機種変更を合わせ72,219台（前期比20.7%減）その内訳は、新規が24,234台（前期比9.5%減）、機種変更が47,985台（前期比25.3%減）となりました。そして、売上高は9,298百万円（前期比8.8%減）、営業利益は282百万円（前期比43.5%減）となりました。

なお、各店舗の採算を検討した結果、不採算となっている店舗については減損処理を実施しました。

コールセンターを拠点とする保険代理店事業につきましては、急激な物価高や新型コロナウイルス感染症などの影響から万が一に備える場面も増えており、保険の需要は増加傾向にあります。しかしながら、お客さま本位の業務運営に徹するため保険の募集方法を見直したことで、勤務時間短縮など長期目線でコールセンターの労働環境を見直した影響により、売上高は減少となりました。大幅な経費削減に努めたことで損益への影響は抑えたものの、売上落ち込みの挽回は難航しています。このような事業環境のもとで、今後はテレマーケティングに加え対面サービスを通じて地域のニーズにお応えし、お客さま本位の保険募集活動に向けた人材育成に注力するとともに、更なる企業成長に向けて邁進してまいります。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,068百万円（前期比14.2%減）、営業利益は71百万円（前期比61.6%減）となりました。

葬祭事業につきましては、地域密着型の効率的な運営を目的に、2021年10月に三重県桑名市の「ティア桑名」を譲渡し、愛知県に拠点を集中、現在、尾張知多及び西三河エリアで8会館を運営、近隣店舗の高い連携効率を実現しています。少子高齢化、世帯人数の減少、新型コロナウイルス感染症により、家族葬が増加するなど葬儀や供養のあり方が変化するなか、知識と経験豊富な葬祭ディレクターによるお客様本位の対応、要望に合わせたきめ細かな料金プランの設定により、葬儀施行件数は着実に増加しています。

この結果、当連結会計年度における売上高は987百万円（前期比1.3%増）、営業利益は171百万円（前期比74.9%増）となりました。

なお、各会館別の採算を検討した結果、不採算となっているティア知立については、不動産等の減損処理を実施しました。

不動産賃貸・管理事業につきましては、名古屋市中種区に大型立体駐車場「エスケーアイパーク法王町」を運営、安定した賃料収入を計上しています。

この結果、当連結会計年度における売上高は73百万円（前期比0.3%増）、営業利益は18百万円（前期比14.1%増）となりました。

ビジネスソリューション事業につきましては、BtoBビジネスのプラットフォームとして、携帯電話を中心に法人のお客様のコスト削減、業務効率化に関するコン

サル営業を展開しています。テレワークの定着、DX化ニーズの増加により、お客様基盤は着実に増加しています。なお、新電力の販売を行っていましたが、電気料金の高騰等を踏まえ、取り扱いを縮小しています。

この結果、当連結会計年度における売上高は290百万円（前期比1.7%増）、営業利益は22百万円（前期比23.3%減）となりました。

2. 企業集団の設備投資の状況

(1) 設備投資総額 99,064千円

(2) 取得した主な設備

[店舗]

ソフトバンクショップ
藤枝北、大府

ワイモバイルショップ
イオンタウン富士南、鳴海インター、アピタ鳴海

(3) 移転した主な設備

[店舗]

ソフトバンクショップ
ららぽーと横浜、ペイドリーム清水

ワイモバイルショップ
鳴子

3. 企業集団の資金調達状況

当連結会計年度は、自己資金および金融機関からの借入金により必要資金を賄いました。

4. 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 29 期 2019年9月期	第 30 期 2020年9月期	第 31 期 2021年9月期	第 32 期 2022年9月期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	16,436,702	15,413,277	15,171,781	14,210,983
経常利益(千円)	484,872	1,397,140	1,210,604	1,128,764
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	222,799	802,442	740,982	496,521
1株当たり当期純利益(円)	21.57	78.13	71.85	47.97
純資産(千円)	2,605,340	3,127,274	3,840,456	3,601,411
総資産(千円)	26,118,192	27,362,790	26,244,685	23,376,489

- (注) 1. 第29期から第31期の各数値については、訂正後の数値を記載しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

5. 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (千円)	当社の議決 権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エスケーアイ	10,000	100.0	移動体通信機器販売関連事業
株式会社セントラルパートナーズ	190,000	68.5	保険代理店事業
エスケーアイマネージメント株式会社	490,000	100.0	葬祭事業
エスケーアイ開発株式会社	200,000	100.0	不動産賃貸・管理事業 再生可能エネルギー事業
エスケーアイフロンティア株式会社	20,000	100.0	ビジネスソリューション事業

- (注) 2022年10月1日付で、株式会社エスケーアイを存続会社、エスケーアイフロンティア株式会社を消滅会社とする合併を行っております。

6. 企業集団の対処すべき課題

当社が属する携帯電話販売業界は、2020年のコロナウイルスの影響から回復傾向にあります。テレワークの普及や5G通信による通信環境の改善により、リモート会議、動画視聴が増加するなど需要は創出されましたが、政府による携帯電話料金の見直し要請により、大手通信事業者各社が通信料金の値下げの実施やオンライン専用の低料金プランを開始したことから、携帯電話販売業界の事業環境に大きな変化が起きています。この事業環境において、業界各社は携帯電話販売の事業モデルから、新たな成長事業の育成に注力し、徐々にシフトしています。

このような状況の中で当社グループは、市場や顧客の動向を注視し、ESGやSDGs、地球温暖化防止に向けた世界的な取り組みに呼応しながら、再生可能エネルギー事業の拡張を図り、携帯電話販売事業、葬儀事業、保険代理店事業を通じて地域社会に貢献し、成長を加速させるとともに、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

経営ビジョンといたしましては、「カーボンニュートラルの実現に寄与する再生可能エネルギー事業の発展的展開」、「セグメント事業を通じた地域社会への生活インフラ提供」、「SDGsの理念に基づく事業領域への新規ビジネス展開」の基本方針のもと新規事業創出への挑戦に向けて推進してまいります。

なお、当事業年度において、連結子会社である株式会社セントラルパートナーズにおいて、売掛金の過大計上が判明し、独立性、専門性の高い独立調査委員会を設置し、本件の調査を依頼しました。

2022年3月25日に独立調査委員会から調査結果を受領し、内部統制の不備、監査役会における監査機能の不備、取締役会における監督機能の不備、コンプライアンス意識の欠如、権限の集中、子会社管理の不備が本件発生の原因であるのご指摘を受けました。

当社としましては、独立調査委員会からのご指摘を真摯に受け止め、内部統制の再構築、役員体制の再整備、トップ主導の企業風土改革、コーポレート・ガバナンスの再構築、コンプライアンス意識の醸成、子会社管理の強化等の再発防止に向け取り組んでおります。

株主をはじめとする関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫び申しあげるとともに、皆さまからの信頼回復と企業価値の向上に努めてまいります。

7. 企業集団の主要な事業内容(2022年9月30日現在)

- (1) 再生可能エネルギー事業
- (2) 移動体通信サービスの加入契約取次ぎ代理店事業および移動体通信端末の販売事業
- (3) 生命保険・損害保険の募集業務および付帯業務、通信販売業
- (4) 葬祭請負を中心とした葬祭事業
- (5) 不動産の賃貸業務および管理業務
- (6) 新電力とモバイルの法人向け販売を中心としたビジネスソリューション事業

8. 企業集団の主要な営業所および設備等（2022年9月30日現在）

(1) 当社

本社	愛知県名古屋市中区	
太陽光発電所	愛知県内	2ヶ所
	岐阜県内	1ヶ所
	三重県内	3ヶ所
	埼玉県内	1ヶ所
	和歌山県内	1ヶ所
	広島県内	1ヶ所
	熊本県内	2ヶ所
	茨城県内	1ヶ所
	千葉県内	1ヶ所
	宮城県内	1ヶ所

(2) 子会社

株式会社エスケーアイ

本社	愛知県名古屋市中区	
関東支社	神奈川県横浜市港北区	
店舗	愛知県内	22店舗
	三重県内	1店舗
	静岡県内	10店舗
	東京都内	6店舗
	神奈川県内	13店舗

株式会社セントラルパートナーズ

本社	岐阜県大垣市
東北支店	青森県青森市
新潟支店	新潟県新潟市

エスケーアイマネジメント株式会社

本社	愛知県知多市	
葬儀会館	愛知県内	8会館

エスケーアイ開発株式会社

本社	愛知県名古屋市中区	
立体駐車場	愛知県（名古屋市）内	1ヶ所
太陽光発電所	三重県内	1ヶ所

エスケーアイフロンティア株式会社

本社	愛知県名古屋市中区
----	-----------

9. 企業集団および当社の従業員の状況（2022年9月30日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
再生可能エネルギー事業	4名	-
移動体通信機器販売関連事業	328名	14名増
保険代理店事業	118名	8名減
葬祭事業	25名	1名減
不動産賃貸・管理事業	1名	-
ビジネスソリューション事業	11名	1名増
全社（共通）	23名	3名減
合計	510名	3名増

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員126名は含まれておりません。

2. 全社（共通）として記載している従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
27名	3名減	36.8歳	8.4年

(注) 従業員数には、臨時従業員6名は含まれておりません。

10. 企業集団の主要な借入先・借入額（2022年9月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	5,311,634千円
株式会社三井住友銀行	2,992,640
株式会社みずほ銀行	2,598,667
株式会社十六銀行	1,061,500
株式会社愛知銀行	965,255
株式会社横浜銀行	692,575
株式会社大垣共立銀行	829,276
株式会社名古屋銀行	699,753
株式会社山口銀行	606,640
株式会社中京銀行	527,240
株式会社三十三銀行	444,100
株式会社百五銀行	50,000

II. 会社の株式に関する事項（2022年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,956,500株
- (3) 株主数 2,173名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社サンワ	3,400,000	32.83
酒井俊光	775,100	7.48
光通信株式会社	772,300	7.45
VTホールディングス株式会社	629,100	6.07
株式会社UHPartners2	601,600	5.80
ソフトバンク株式会社	450,000	4.34
アイデン株式会社	258,500	2.35
株式会社エスアイエル	244,600	2.36
株式会社サカイ	236,000	2.27
サカイホールディングス従業員持株会	203,100	1.96

(注) 持株比率は自己株式(600,167株)を控除して計算しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等(2022年9月30日現在)

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	山 口 伸 淑	ナカバヤシ株式会社社外取締役
取 締 役	榊 原 康 代	エスケーアイ開発株式会社代表取締役社長 株式会社エスケーアイ取締役 エスケーアイマネージメント株式会社取締役 株式会社セントラルパートナーズ取締役
取 締 役	矢 崎 信 也	ひのき総合法律事務所パートナー 株式会社ソトー社外監査役 株式会社NITTOH社外取締役(監査等委員)
取 締 役	椿 隆 二 郎	エイテックス株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	櫻 井 裕 美	株式会社セントラルパートナーズ監査役 エスケーアイマネージメント株式会社監査役 エスケーアイフロンティア株式会社監査役
監 査 役	後 藤 康 史	後藤会計事務所所長 株式会社エスケーアイ監査役
監 査 役	神 宮 司 恭 行	神宮司恭行税理士事務所所長 株式会社エスケーアイ監査役 株式会社セントラルパートナーズ監査役

- (注) 1. 取締役矢崎信也氏および椿隆二郎氏は、社外取締役であり、両氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役後藤康史氏および神宮寺恭行氏は、社外監査役であり、後藤康史氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役後藤康史氏および神宮司恭行氏は税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役矢崎信也氏および椿隆二郎氏ならびに監査役後藤康史氏および神宮司恭行氏との間で、賠償責任限度額を、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする責任限定契約を締結しております。
なお、取締役山口伸淑氏につきましては、社外取締役であった2022年3月28日までの期間で、同様の契約を締結しておりました。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対してされた損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とするなど、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
6. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

7. 当事業年度中における取締役の地位および担当の異動は次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動事由	異動年月日
山口 伸淑	社外取締役 <重要な兼職の状況> ナカバヤシ株式会社社外取締役	代表取締役会長	—	2022年3月28日
肥田 貴將	代表取締役社長 <重要な兼職の状況> 株式会社エスケアーアイ 代表取締役会長 株式会社セントラルパートナーズ 取締役会長 エスケアーアイマネジメント株式会社 代表取締役社長 エスケアーアイ開発株式会社 取締役 エスケアーアイフロンティア株式会社 代表取締役社長	—	辞任	2022年3月28日
山河 和博	取締役管理本部長 <重要な兼職の状況> 株式会社エスケアーアイ 取締役 株式会社セントラルパートナーズ 取締役 エスケアーアイマネジメント株式会社 取締役	—	辞任	2022年3月28日

2. 取締役および監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会にて取締役の個人別報酬の内容に係る決定方針を定めております。当社の取締役報酬は固定報酬と業績連動報酬で構成されており、固定報酬と業績連動報酬の比率を7：3と定めて月例の固定金銭報酬としております。業績連動報酬は各事業年度における営業利益目標の達成度合いを指標としております。

なお、社外取締役、監査役には業績連動報酬の支給はありません。当社は、取締役等の指名や報酬等に関する評価、決定プロセスにおける、公平性、客観性、透明性の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより充実させるため、代表取締役、常勤取締役及び社外取締役もしくは社外監査役で構成される「指名報酬諮問委員会」を設置しています。委員長は社外取締役が務めております。

「指名報酬諮問委員会」は取締役会の諮問に応じ、取締役の報酬に関する事項について審議し答申を行います。取締役会は「指名報酬諮問委員会」の審議・答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬を決議しております。取締役会は「指名報酬諮問委員会」が客観性、妥当性ある検討を行っているとは判断しております。

役員退職慰労金については「役員退職慰労金規程」に定める基準に基づき、支給総額等を決定しております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員の数 (名)
		基本報酬	役員退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	110,201 (16,737)	94,550 (15,450)	15,651 (1,287)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	20,000 (6,000)	18,600 (6,000)	1,400 (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	130,201 (22,737)	113,150 (21,450)	17,051 (1,287)	14 (7)

(注) 1. 取締役の報酬額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において年額350,000千円以内(うち社外取締役年額70,000千円以内)と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役は3名)です。

上記とは別枠で、2021年12月23日開催の第31回定時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権として、新株予約権の数の上限を年460,000個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を年460,000株と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役は3名)です。

監査役の報酬額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

2. 役員退職慰労金は、当事業年度に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した金額であります。

3. 上記には、当社の連結子会社からの報酬等は含まれておりません。

4. 2021年12月23日開催の第31回定時株主総会に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った退任慰労金は以下のとおりであります。

社外取締役1名300千円

3. 社外役員に関する事項

主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	山 口 伸 淑	社外取締役であった期間に開催された取締役会9回の全てに出席し、金融および企業経営における幅広い職見を活かして、当社の経営活動全般に対して的確な意見を述べるなど、業務執行への提言および経営の監督を適切に行っています。
取 締 役	矢 崎 信 也	当事業年度開催の取締役会22回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験・識見を活かして、当社の経営活動全般に対して的確な意見を述べるなど、業務執行への提言および経営の監督を適切に行っています。
取 締 役	椿 隆 二 郎	2021年12月23日に監査役を退任するまでに開催された取締役5回と監査役会3回の全てに出席しております。また、2021年12月23日取締役役に就任以降に開催された取締役会17回の全てに出席し、金融および企業経営における幅広い職見を活かし、的確な意見を述べるなど、経営全般に対する提言を適切に行っています。また、指名報酬諮問委員会の委員長として、取締役等の指名・報酬について審議を行っております。
監 査 役	後 藤 康 史	当事業年度開催の取締役会22回のうち22回に、また、監査役会16回のうち16回に出席し、会計事務所所長として、税務・会計面での豊富な経験・識見を活かし、幅広い見地からの的確な意見を述べるなど、経営全般に対する提言を適切に行っています。
監 査 役	神 宮 司 恭 行	2021年12月23日就任以降、当事業年度開催の取締役会のうち17回のうち17回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、国税調査官をはじめ税務署長の経験に基づき、専門的見地と豊富な識見から適切な意見を述べるなど、経営全般に対する提言を適切に行っています。

(注) 当社連結子会社である株式会社セントラルパートナーズにおいて、売掛金の過大計上が判明しました。社外取締役および社外監査役の各氏は当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等においてコンプライアンス強化の観点から発言を行っており、判明後は再発防止策への助言等を行っています。

V. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 公認会計士 早稲田 智大 (一時会計監査人)
公認会計士 堀江 将仁 (一時会計監査人)

(注) 当社の会計監査人でありました栄監査法人から、監査品質の維持に必要な工数の確保が難しいとの打診を受け、誠実に協議し、2022年6月8日付で監査契約を合意解約し、同監査法人は当社の会計監査人を辞任いたしました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、2022年6月8日開催の監査役会において公認会計士 早稲田智大氏および公認会計士 堀江将仁氏を一時会計監査人に選任し、同日付で就任頂いております。

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	栄監査法人	公認会計士 早稲田 智大	公認会計士 堀江 将仁
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	90,645千円	17,000千円	17,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	90,645千円	17,000千円	17,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく訂正報告書に関する財務諸表等の監査に係る報酬83,170千円を含んでおります。

- (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積りの相当性を検討し、同意しております。

- (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という。）は、取締役（執行役）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、内部統制システムを構築しており、会社法・会社法施行規則の改正に伴い、標記体制の改定について取締役会で決議している他、今後も常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図るため、次のような体制にしております。

なお、内部統制システムの構築の基本方針について取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。当社は、2022年8月29日開催の取締役会において、基本方針の一部改定を決議しております（以下では当該改定後の内容を示しております。）。

- (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、当社グループにおける業務の適正を確保する体制の整備を決定する。
 - ② 取締役会は、取締役会規程を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
 - ③ コンプライアンス管理規程を定めるとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、当社グループのコンプライアンス体制を確保する。
 - ④ 一人ひとりの行動規範となる行動指針を制定し、取締役および従業員が、社会の良識に則り、誠実かつ公正な職務執行に努めるよう、教育・啓発活動等を推進する。
 - ⑤ コンプライアンス窓口を設置し、当社グループの従業員等から申し出を受け付け、問題の早期発見・是正に努める。当社グループは、上記申し出を行った者に対し、それを理由に不利な取扱いをしない。
 - ⑥ コンプライアンスの遂行状況のモニタリングは、内部監査担当部門が計画的に監査を行う。
 - ⑦ 取締役および従業員は、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、すみやかに取締役会及び監査役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行状況を確認できるよう、文書管理規程を定め、議事録、稟議書、契約書等を適切に保存及び管理する。

- (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理規程を定め、リスク管理に関わる責任体制を整備するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会により、当社グループのリスクの把握・評価並びに対応策の検討を行い、リスクの低減を図る。
 - ② 個人情報情報の漏洩等の事業運営リスクについては、それぞれの組織において、必要な基準・ルールを定め、リスクの防止・低減を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会で定められた基本方針に基づき、経営に関する重要事項の審議、全般的業務執行方針を確立するために、当社および子会社の社内役員、各部門等責任者等で構成されるグループ経営会議を設置し、運営する。
 - ② 経営ビジョンのもと、年度計画を定め、目標達成のための業績管理、フォローを行うことにより、効率的な職務執行に努める。
 - ③ 適正かつ効率的に職務を執行できるよう、組織規程、稟議規程、職務権限規程などの意思決定に関する規程を整備する。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社取締役会においてグループ各社の重要事項の承認を行う。
 - ② 当社は、グループ各社の経営の業務執行状況、財務状況等の報告を求め、グループ各社は、すみやかにこれに応じる。
 - ③ グループ各社は、コンプライアンスの徹底を図るとともに、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、すみやかに当社に報告するなど適切に対応する。
 - ④ グループ各社の業務活動の適正等については、当社の内部監査担当部門が計画的に監査を行う。
- (6) 監査役の職務を補助する社員に関する事項及び当該社員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 常勤する監査役の求めに応じ、職務を補助する社員を配置できることとする。当該社員は、監査役の指揮命令のもと監査役の職務を補助する。
 - ② 当該社員の人事異動、考課等については、事前に常勤する監査役と協議する。
- (7) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会やグループ経営会議等の重要会議に出席し、また、稟議書及び議事録等の閲覧により、必要な情報の提供を受ける。
 - ② 当社グループの取締役及び従業員は、年間計画・決算等の主要な業務執行状況について、定期的に監査役に報告する。

- ③ 当社グループの取締役及び従業員並びにグループ会社監査役は、監査役から報告を求められた場合は、すみやかに応じる。当社グループは、監査役に報告した者に対し、それを理由に不利な取扱いをしない。
 - ④ 監査役がその職務の執行について費用の請求をした場合は、必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用を支払う。
- (8) 反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力との関係遮断については、対応統括部署を定めるなど必要な体制を整備するとともに、外部専門機関と連携して対応する。
2. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要
当社のコーポレートガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。
- (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① サカイホールディングスグループ行動指針を定め、取締役および従業員が、社会の良識に則り、誠実かつ公正な職務執行に努める企業風土の確立を目指しています。
 - ② 取締役会における意思決定の透明性を高めるため、取締役・監査役7名のうち、4名は社外役員としています。また、社外役員に対しては、事業責任者による事業説明会、意見交換会を実施するとともに、取締役会実効性評価を行い、実効性向上を図っております。
 - ③ コンプライアンス・リスク管理委員会を四半期毎に開催し、グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、法令違反の点検、コンプライアンス窓口から通報された事案の検討等を実施しています。
 - ④ グループ社員全員を対象として、階層別のコンプライアンス講習、e ラーニングを実施するとともに、コンプライアンスに対する意識を調査し、グループ全体の教育、啓蒙活動に努めています。
 - ⑤ コンプライアンスの遂行状況のモニタリングは、新設した内部監査部門が、全部署を対象としてリスクアプローチに基づいた監査を実施していく計画としています。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会・グループ経営会議・各種会議など重要会議の議事録、稟議書、規程等は電子文書としても保存、管理され、権限に応じた閲覧ができるようにしております。
 - (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ① 改正したリスク管理規程に基づき、リスク毎に主管部署を明確にし、リスク及び対応状況等を「リスク管理状況報告」に取り纏め、年1回、グループ経営会議、取締役会で報告、管理していく計画としています。

- ② 事業運営リスクに関しては、当社の管理部門の人員拡充・良質な人材の確保に
つとめ、それぞれの部署でリスク認識、対応の更なる強化を図っています。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① グループ経営会議により、グループの重要な業務執行に関する事項の報告・審
議は、グループ横断での情報共有化、意思決定の過程の透明化を図っています。
- ② 不正会計発覚を契機として結成された集中再生プロジェクトチームにより、週
に2回、協議を積み重ね、業務執行に関わる重要規程の見直し、効率的な業務遂
行、企業体質の強化等の課題解決をまいりました。以降については、経営改
革推進委員会に引継ぎ、業務改革活動を邁進、継続します。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① グループの重要な業務執行に関する事項の報告・審議は、グループ経営会議を
経て、当社取締役会で意思決定しております。
- ② 当社の管理部門の人員拡充・良質な人材を確保し、子会社の管理強化をしてい
ます。子会社監査役は専任体制とし、知識と経験を有するものを監査役候補者と
しています。
- ③ 重要な子会社には、内部監査部門を設けました。グループ各社の業務活動の適
正等については、当社の内部監査部門が計画的に監査を行う計画としています。
- (6) 監査役の職務を補助する社員に関する事項及び当該社員の取締役からの独立性
に関する体制
監査役からは、職務を補助する社員の配置を求められておりません。
- (7) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保
するための体制
- ① 監査役は、取締役会やグループ経営会議等の重要会議に出席するとともに、適
時、取締役への聴取や子会社往査などを行っています。また、グループ監査役会
議を主宰し、定期的な報告を受けております。
- ② 当社グループの取締役及び従業員は、年間計画・決算等の主要な業務執行状況
について、定期的に監査役に報告しています。重要事案は個別に、監査役に正確
な情報を報告することを徹底します。
- (8) 反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力との関係遮断については、対応統括部署を定めるなど必要な体制
を整備し、外部専門機関と連携して対応しています。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,934,567	流動負債	7,019,104
現金及び預金	3,548,634	買掛金	698,643
売掛金及び契約資産	1,375,507	短期借入金	3,420,000
商 品	572,722	1年内償還予定の社債	270,000
そ の 他	445,020	1年内返済予定の長期借入金	1,467,221
貸倒引当金	△7,316	未払金	133,505
固定資産	17,445,835	返金負債	313,732
有形固定資産	14,430,818	未払法人税等	146,160
建物及び構築物	1,935,948	賞与引当金	147,351
機械装置及び運搬具	8,782,709	株主優待引当金	4,839
土 地	3,651,039	そ の 他	417,651
建設仮勘定	22,000	固定負債	12,759,885
そ の 他	39,121	社 債	135,000
無形固定資産	1,474,448	長期借入金	11,892,059
の れ ん	1,055,887	繰延税金負債	32,091
そ の 他	418,560	退職給付に係る負債	136,094
投資その他の資産	1,540,568	役員退職慰労引当金	182,545
投資有価証券	716,767	資産除去債務	297,992
繰延税金資産	229,303	そ の 他	84,102
差入保証金	283,626	負債合計	19,778,990
そ の 他	310,870	(純資産の部)	
資産合計	23,380,402	株主資本	3,220,712
		資 本 金	747,419
		資 本 剰 余 金	684,918
		利 益 剰 余 金	2,557,088
		自 己 株 式	△768,713
		その他の包括利益累計額	372,767
		その他有価証券評価差額金	409,007
		繰延ヘッジ損益	△36,240
		非支配株主持分	7,932
		純資産合計	3,601,411
		負債純資産合計	23,380,402

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		14,210,983
売上原価		8,518,961
売上総利益		5,692,022
販売費及び一般管理費		4,468,466
営業利益		1,223,556
営業外収益		
受取利息及び配当金	31,503	
保険解約返戻金	41,081	
助成金収入	4,573	
営業支援金収入	25,312	
その他	28,197	130,668
営業外費用		
支払利息	178,298	
融資手数料	39,459	
その他	7,702	225,460
経常利益		1,128,764
特別利益		
固定資産売却益	5,029	
受取保険金	26,391	
受取補償金	37,000	
その他	9,342	77,764
特別損失		
固定資産除却損	13,732	
決算訂正関連費用	158,498	
減損損失	211,048	
その他	17,553	400,832
税金等調整前当期純利益		805,696
法人税、住民税及び事業税	349,619	
法人税等調整額	△54,802	294,816
当期純利益		510,879
非支配株主に帰属する当期純利益		14,357
親会社株主に帰属する当期純利益		496,521

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,383,582	流動負債	7,437,841
現金及び預金	2,218,614	短期借入金	5,625,725
売掛金	341,270	1年内償還予定の社債	270,000
短期貸付金	2,688,000	1年内返済予定の長期借入金	1,302,169
その他	135,697	未払金	32,870
固定資産	15,830,029	未払法人税等	120,106
有形固定資産	12,771,025	賞与引当金	12,822
建物	271,297	株主優待引当金	4,839
構築物	735,610	その他	69,308
機械及び装置	8,553,458	固定負債	11,310,871
車両運搬具	20,382	社債	135,000
工具器具及び備品	20,927	長期借入金	10,709,867
土地	3,147,349	退職給付引当金	32,729
建設仮勘定	22,000	役員退職慰労引当金	166,238
無形固定資産	1,406,668	資産除去債務	177,014
のれん	1,041,948	その他	90,022
その他	364,720	負債合計	18,748,713
投資その他の資産	1,652,335	(純資産の部)	
投資有価証券	703,767	株主資本	2,092,130
関係会社株式	616,895	資本金	747,419
差入保証金	40,547	資本剰余金	684,918
その他	291,124	資本準備金	684,918
資産合計	21,213,611	利益剰余金	1,428,506
		利益準備金	3,820
		その他利益剰余金	1,424,686
		別途積立金	134,150
		特別償却準備金	115,691
		繰越利益剰余金	1,174,845
		自己株式	△768,713
		評価・換算差額等	372,767
		その他有価証券評価差額金	409,007
		繰延ヘッジ損益	△36,240
		純資産合計	2,464,897
		負債純資産合計	21,213,611

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年10月 1 日)
(至 2022年 9 月30 日)

(単位：千円)

科目	金額	
売 上 高		2,872,151
売 上 原 価		1,102,079
売 上 総 利 益		1,770,071
販売費及び一般管理費		714,561
営 業 利 益		1,055,509
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	40,387	
保 険 解 約 返 戻 金	35,246	
そ の 他	26,863	102,497
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	170,151	
融 資 手 数 料	39,168	
そ の 他	4,150	213,470
経 常 利 益		944,536
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,504	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	3,727	
受 取 保 険 金	26,391	
受 取 補 償 金	37,000	
新 株 予 約 権 戻 入 益	5,615	76,239
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,224	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	626,254	
決 算 訂 正 関 連 費 用	158,498	
そ の 他	329	787,305
税 引 前 当 期 純 利 益		233,469
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	251,219	
法 人 税 等 調 整 額	△21,289	229,929
当 期 純 利 益		3,540

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月11日

株式会社 サカイホールディングス
取締役会 御中

早稲田公認会計士事務所
愛知県名古屋

公認会計士 早稲田 智大

堀江将仁公認会計士事務所
愛知県名古屋

公認会計士 堀江 将仁

監査意見

私たちは、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サカイホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サカイホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月11日

株式会社サカイホールディングス
取締役会 御中

早稲田公認会計士事務所
愛知県名古屋

公認会計士 早稲田 智大

堀江将仁公認会計士事務所
愛知県名古屋

公認会計士 堀江 将仁

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サカイホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告に記載のとおり連結子会社において、売掛金の過大計上が判明し、独立調査委員会からの指摘及び提言を踏まえて東京証券取引所に提出した改善報告書に基づき、内部統制システム及びコーポレート・ガバナンスの再構築、子会社管理の強化、コンプライアンス教育の徹底を図り、再発防止に取り組んでいることを確認しております。今後もその実施状況について継続的に注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 公認会計士早稲田智大、公認会計士堀江将仁の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 公認会計士早稲田智大、公認会計士堀江将仁の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月11日

株式会社 サカイホールディングス 監査役会

常勤監査役 櫻井裕美 ㊟

社外監査役 後藤康史 ㊟

社外監査役 神宮司恭行 ㊟

以上

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと考え、そのための収益力を強化するとともに、株主の皆様に対する積極的な利益還元策を実施し、配当性向を30%以上とすることを基本としております。

当中間期では、移動体通信機器販売関連および葬祭事業での不採算拠点の減損損失の計上、不正会計にかかる特別調査費用の計上等で残念ながら赤字決算となり、誠に遺憾ながら中間配当を無配とさせていただきます。

当期の期末配当につきましては、継続的な利益計上による株主資本の充実が図られる見通しとなったことを踏まえ、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金23円といたしたいと存じます。
なおこの場合の配当総額は、238,195,659円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年12月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p><u>（株主総会参考書類等の電子提供措置）</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役4名は本総会終結の時をもって全員が任期満了となります。なお、第31回定時株主総会で選任されました全取締役6名のうち、肥田貴將氏および山河和博氏はそれぞれ2022年3月28日付で取締役を退任しております。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	やま ぐち のぶ よし 山口 伸 淑 (1955年1月20日)	1977年4月 協和銀行(現 りそな銀行)入行 1998年7月 あさひ銀行(現 りそな銀行)シドニー支店長 2002年3月 同新都心営業部長兼新都心営業第二部長 2003年6月 りそな銀行執行役 東京融資第一部長 2005年6月 同常務執行役員 コーポレート事業部担当兼不動産事業部 担当兼信託業務部担当 2008年4月 同常務執行役員 東京営業部長 2010年6月 同取締役兼専務執行役員首都圏地域担当 兼独立店担当 2013年4月 りそなカード株式会社代表取締役社長 2014年6月 ナカバヤシ株式会社社外取締役(現任) 2015年12月 当社社外取締役 2016年6月 ウシオ電機株式会社社外取締役監査等委員 2022年3月 当社代表取締役会長 2022年11月 同代表取締役社長 (現任) [重要な兼職の状況] ナカバヤシ株式会社社外取締役	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	※ さかき ばら あり さ 榎 原 有 里 (1984年6月1日)	2007年4月 アストラゼネカ株式会社入社 2010年4月 ノバルティスファーマ株式会社入社 2013年3月 グロービス経営大学院大学経営研究科経営 専攻卒業 経営学修士(専門職) 2014年9月 ギリアド・サイエンシズ株式会社入社 2021年8月 当社入社 経営戦略本部企画推進部長 2022年1月 同執行役員未来推進部長 2022年3月 同執行役員経営企画部長(現任) 兼集中再生PT事務局長 2022年4月 エスケーアイマネージメント株式会社 取締役(現任) エスケーアイ開発株式会社取締役(現任) [重要な兼職の状況] エスケーアイマネージメント株式会社取締役 エスケーアイ開発株式会社取締役	60,000株
3	※ か とう かつ ひこ 加 藤 克 彦 (1962年9月21日)	1989年10月 サンワ・等松青木監査法人 (現 有限責任監査法人トーマツ)入所 1993年8月 公認会計士登録 2008年7月 社員就任 2020年7月 有限責任監査法人トーマツ退所 2020年8月 加藤克彦公認会計士事務所開設(現任) 2020年12月 当社社外取締役 2021年2月 税理士登録 2021年9月 公益財団法人杉浦記念財団監事(現任) 2021年12月 当社会計顧問(現任) 2022年4月 学校法人瀬木学園監事(現任) 2022年6月 株式会社ファインシンター社外監査役 (現任) [重要な兼職の状況] 加藤克彦公認会計士税理士事務所所長 公益財団法人杉浦記念財団監事 学校法人瀬木学園監事 株式会社ファインシンター社外監査役	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	や ぎ きの や 矢 崎 信 也 (1966年9月11日)	1996年4月 弁護士登録 加藤・村瀬合同法律事務所入所 1999年11月 村瀬・矢崎総合法律事務所 (現 ひのき総合法律事務所)開設 パートナー(現任) 2003年7月 株式会社ナ・デックス社外監査役 2004年6月 株式会社ソトー社外監査役(現任) 2012年4月 愛知県弁護士会副会長 2015年6月 株式会社NITTOH社外監査役 2020年12月 当社社外取締役(現任) 2021年6月 株式会社NITTOH社外取締役監査等委員 (現任) [重要な兼職の状況] ひのき総合法律事務所パートナー 株式会社ソトー社外監査役 株式会社NITTOH社外取締役監査等委員	一株
5	つばき りゅう じ ろう 椿 隆 二 郎 (1957年11月13日)	1982年4月 協和銀行(現 りそな銀行)入行 2005年6月 ウシオライティング株式会社 取締役執行役員 2013年4月 同取締役専務執行役員 2015年4月 マックスレイ株式会社 [合併後(現 ウシオライティング株式会社)] 代表取締役社長 2017年4月 ウシオライティング株式会社 代表取締役社長 2019年9月 エイテックス株式会社 代表取締役社長(現任) 2020年12月 当社社外監査役 2021年12月 同社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] エイテックス株式会社代表取締役社長	一株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 3. 矢崎信也氏、椿隆二郎氏は社外取締役候補者であります。
 4. 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
 - (1) 矢崎信也氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地と豊富な学識を有し、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にありますので、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。矢崎信也氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年となります。
 - (2) 椿隆二郎氏は、金融および企業経営における豊富な経験・識見を活かして、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にありますので、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見をいただけるものと判断したためであります。椿隆二郎氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。
 5. 責任限定契約について
当社は矢崎信也氏および椿隆二郎氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
 6. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求がされた場合の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 7. 独立役員について
当社は、矢崎信也氏および椿隆二郎氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 8. 矢崎信也氏および椿隆二郎氏が社外取締役として在任中、当社連結子会社である株式会社セントラルパートナーズにおいて、売掛金の過大計上が判明しました。両氏は当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会等においてコンプライアンス強化の観点から発言を行っており、判明後は再発防止策への助言等を行っています。

第4号議案 監査役1名選任の件

現在の監査役神宮司恭行氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時期までとなります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
※ 尾 関 信 也 (1971年2月18日)	2004年10月 弁護士登録 青山・井口法律事務所 (現 アイ・パートナーズ法律事務所) 入所 2010年3月 同事務所退所(独立) 2010年4月 尾関法律事務所所長(現任) 2012年5月 学校法人同朋学園監事(現任) [重要な兼職の状況] 尾関法律事務所所長 学校法人同朋学園監事	一株

(注) 1. ※は新任候補者であります。

2. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 尾関信也氏は社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者とした理由

尾関信也氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地と豊富な学識を有し、適切な監査をいただくことができるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、当社の監査を適切に遂行できるものと考えています。

5. 責任限定契約について

当社は社外役員との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外監査役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。本定時株主総会において、尾関信也氏が選任された場合、本契約を新たに締結する予定であります。

6. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求がされた場合の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

7. 独立役員について

尾関信也氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(ご参考) 取締役・監査役のスキル・マトリックス (定時株主総会後の予定)

スキル			企業経営	マーケティング・営業	ファイナンス・財務	人事・労務・人材開発	法務・リスクマネジメント	グローバル経験	ESG・サステイナビリティ
役員情報									
山口伸淑	再任	代表取締役	○	○	○			○	
榊原有里	新任	取締役	○	○					○
加藤克彦	新任	取締役			○				
矢崎信也	再任	社外取締役				○	○		
椿隆二郎	再任	社外取締役	○						
櫻井裕美	現任	常勤監査役		○	○				
後藤康史	現任	社外監査役	○		○		○	○	
尾関信也	新任	社外監査役					○		

(注) 1. 本総会第3号議案および第4号議案を原案どおりご承認いただいた場合に予定しているものです。

2. 取締役候補者および監査役候補者の指名にあたっては、透明性、公平性、客観性を一層高めるため、社外役員を議長とし、社外役員が半数以上を占める「指名報酬諮問委員会」における審議を経ております。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました栄監査法人は、2022年6月8日付で当社との監査契約を合意解除いたしました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、2022年6月8日開催の監査役会において公認会計士 早稲田智大氏および公認会計士 堀江将仁氏を一時会計監査人に選任し、同日付で就任し、現在に至っております。

つきましては、有限責任中部総合監査法人を会計監査人として選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査役会の決定に基づいています。監査役会が有限責任中部総合監査法人を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人は、一時会計監査人である早稲田氏および堀江氏が構成員として参画し設立されたことから、適正な監査体制を継続できること、会計監査人としての専門性、独立性および品質管理体制等を有していることなどを総合的に勘案した結果、同監査法人が当社の会計監査人として適任であると判断したためです。

会計監査人の候補者は次のとおりであります。

(2022年10月31日現在)

名称	有限責任中部総合監査法人		
事務所所在地	名古屋市中区丸の内3-17-13		
沿革	2022年9月	有限責任中部総合監査法人設立	
概要	資本金	5百万円	
	構成人員	公認会計士（常勤）	5名
		公認会計士（非常勤）	6名
		その他	2名
		合計	13名
日本公認会計士協会の上場会社 監査事務所登録 制度における登録 状況	現在、準登録事務所名簿への登録を申請中であります。		

＜株主提案（第6号議案）＞

第6号議案は、株主様（1名）からのご提案によるものであり、提案株主様の議決権の数は、2,360個であります。以下、議案の要領および提案の理由は、提案株主様から提出された株主提案書の原文のまま記載しております。なお、提案株主様に対し、株主提案の取締役候補者3名の就任承諾の有無を確認したところ、1名（朝田康二郎氏）については回答がございませんでした。

第6号議案 取締役3名選任の件

(1) 議案の要領

以下の取締役候補者3名を取締役として選任する。

候補者番号	氏名	略歴	所有する貴社の株式
1	朝田康二郎 (1979年7月15日生)	2003年4月 野村証券株式会社入社 2010年4月 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社入社 2013年3月 クレディ・スイス証券株式会社入社 2019年1月 株式会社ミツワ入社（現職） 2019年2月 ブルーモーニングフィナンシャル株式会社代表取締役（現任） 2021年1月 刀パートナーズ株式会社代表取締役（現任）	0株
2	漆原秀一 (1974年9月14日生)	2000年4月 株式会社光通信キャピタル入社 2003年11月 株式会社ジャパンブリッジ入社 2006年5月 株式会社日本レップ（現グッドマンジャパン株式会社）入社 2008年5月 株式会社エコ配入社 2009年3月 株式会社一休入社 2014年6月 株式会社一休取締役管理本部長 2016年9月 株式会社Fanimal（現株式会社太平トレーディング）代表取締役（現任） 2021年9月 太平エージェンシー株式会社取締役 株式会社太平フーズアンドリカーズ取締役 株式会社ヒルフィールド取締役 2022年4月 太平エージェンシー株式会社代表取締役（現任） 株式会社太平フーズアンドリカーズ代表取締役（現任） 株式会社ヒルフィールド代表取締役（現任）	0株

候補者番号	氏名	略歴	所有する貴社の株式
3	片山 義浩 (1979年8月29日生)	2003年4月 アスカ株式会社入社 2008年4月 アスカ株式会社自動車部品事業部営業部長 2011年2月 アスカ株式会社取締役自動車部品事業部営業部長 2012年3月 アスカ株式会社取締役自動車部品事業部幸田工場長 2013年9月 アスカ株式会社取締役自動車部品事業部営業部長 2015年2月 アスカ株式会社常務取締役総務・経理・経理管理担当 2016年2月 アスカ株式会社常務取締役総務・経理・経営管理・開発本部担当 2018年3月 アスカ株式会社常務取締役管理本部長(現任) 2018年10月 株式会社ジャスティス代表取締役(現任)	0株

- (注1) 取締役候補者と貴社との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 取締役候補者のうち、朝田康二郎氏は、貴社の主要株主である株式会社サンワの完全子会社である刀パートナーズ株式会社の代表取締役及び株式会社サンワの完全親会社である株式会社ミツワの使用人を兼務しております。
- (注3) 漆原秀一氏及び片山義浩氏は、社外取締役候補者となります。

(2) 提案の理由

貴社においては、2022年9月期第1四半期報告書のレビューの過程で連結子会社である株式会社セントラルパートナーズ(以下「CPS」)における不正会計問題が発覚したことを受け、コーポレート・ガバナンス体制の再構築が喫緊の課題となっております。

この点、貴社の現経営陣は、上記不正会計問題の発覚後、独立調査委員会の調査報告書に基づき、ガバナンス改革等の実施を目的とする集中再生プロジェクトチームを組成するとともに、東京証券取引所からの提出請求を受けて、2022年5月26日付改善報告書を提出しました。上記改善報告書においては、CPSにおける不正会計問題の原因として、貴社グループ経営陣の規範意識やコンプライアンス体制の構築に関する意識が鈍麻していたこと等を挙げ、これに対して、役員体制の再整備やコンプライアンス意識の醸成等の改善策を講じる旨を報告しております。また、2022年9月30日付けで公表した「集中再生プロジェクトチームの取組状況(総括)」については、ガバナンス改革の一環として、リスク管理規程及びコンプライアンス規程の見直しを行うとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を開催したとされております。

しかしながら、貴社の子会社であったエスケーアイフロンティア株式会社(2022年10月1日付で株式会社エスケーアイとの吸収合併により消滅。)では、2022年5月25日付で、当時、同社の代表取締役であった肥田貴將に何らの報告もすることなく、臨時株主総会において、代表取締役ではなく取締役が取締役会を召集できるよう定款を変更する等の議案を书面決議したとする臨時株主総会議事録

を作成するとともに、肥田貴將に無断で同人名義の記名押印をしていることが確認されました（同様の事態は、CPSにおいても確認されております。）。

また、弊社は、貴社の現取締役1名がCPSにおいて不正会計が行われている可能性があることを認識していたにもかかわらず、監査役その他の機関に対して当該事実を報告することなく放置したことが会社法357条1項・2項に違反するとして、2022年8月22日付けで、同取締役に対して3486万9000円の損害賠償を求める株主代表訴訟を名古屋地方裁判所に提起し、併せて同年9月7日付けで会社法849条4項に基づく訴訟告知を貴社に対して行いました。そのため、貴社は、同条5項に基づき、株主から提起された株主代表訴訟について訴訟告知を受けた旨を遅滞なく公告し、又は株主に通知しなければならないにもかかわらず、弊社より、速やかに上記通知公告義務を履行するよう求める2022年10月5日付内容証明郵便を受領するまで、かかる公告義務を果たしていませんでした。

このように、貴社の現経営陣は、東京証券取引所に対する改善報告書においてガバナンス体制の改善やコンプライアンス意識の醸成等を謳っているものの、同報告書の提出前後に、上記のようなコーポレート・ガバナンスないしコンプライアンスの観点から不適切な企業運営がされていることからすれば、現経営陣ないし新たに貴社が提案する取締役候補者によるガバナンス体制の改善を期待することはできないといわざるを得ません。したがって、貴社の企業価値を向上させるためには、上場会社におけるコーポレート・ガバナンス体制の構築に精通した人物を取締役として選任する必要があります。

また、貴社は、2022年9月期第2四半期決算において、CPSにおける不正会計問題に係る特別調査費用の計上等が原因で赤字決算となったため、1株当たり14円と予想されていた期中間配当について無配とすることを決定しました。しかし、貴社においては、投資有価証券等の余剰資産が多分に存するため、これらを処分する等により配当原資を確保することは極めて容易であったといえます。それにもかかわらず、現経営陣においては、配当原資を確保するために必要な検討をすることなく、単に四半期決算が赤字となったことのみをもって無配の決定をしております（なお、上記のとおり、2022年9月期第2四半期決算が赤字となった主な原因はCPSにおける不正会計問題に係る特別調査費用の計上にあるところ、この不正会計問題については、貴社の前代表取締役であった肥田貴將のみならず、それ以外の役員にも一定の責任があることは明らかであるにもかかわらず、現経営陣は、肥田貴將を貴社の子会社役員から解任してその責任を取らせる一方で、自らは役員を辞任することも、役員報酬の一部を返納することもなく、何らの責任も取っていません。）。

したがって、現経営陣は、株主ではなく自らの利益を追及しているといわざるを得ず、これ以上、現経営陣に貴社の経営を委ねておけば、企業価値が毀損されることは明らかです。そのため、貴社においては、株主の目線を持ちつつ、資本市場に関する知見を有する人材を登用することが必要といえます。

以上を前提として、各取締役候補者の推薦理由は以下のとおりです。

・朝田康二郎氏は、大手証券会社において勤務後、有価証券の運用・管理を目的とする株式会社ミツワに入社し、現在は、金融商品仲介業を目的とするブルーモーニングフィナンシャル株式会社及びプライベートエクイティ事業を目的とする刀パートナーズ株式会社の代表取締役を務めるなど、財務・会計のみならず、企業における資本配分に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、同氏には、株式会社ミツワの担当者として、投資先企業の経営陣との対話を数多く行ってきた経験があり、株主の利益を代弁し、コーポレート・ガバナンス及び資本配分の改善を通じた企業価値の向上を図る上で最適な人材であるといえま

す。

・漆原秀一氏は、当時、東証一部上場企業であった株式会社一休（2016年3月上場廃止）の取締役管理本部長を務めた後、株式会社太平エンジニアリングのグループ会社である株式会社太平トレーディング、太平エージェンシー株式会社、株式会社太平フーズアンドリカーズ及び株式会社ヒルフィールドの代表取締役に就任して事業会社の経営を担っており、大手事業会社の経営及びコーポレート・ガバナンスについて豊富な経験と幅広い見識を有しています。そのため、同氏については、貴社の経営及びコーポレート・ガバナンス体制の構築に対してもかかる知見からの助言が期待でき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

・片山義浩氏は、営業・総務・経理・経営管理・開発等、幅広い分野において豊富な経験を有し、上場企業であるアスカ株式会社の常務取締役としての経験も有していることから、貴社におけるコーポレート・ガバナンス体制の構築に対しても、社外取締役として、かかる知見からの助言が期待できるものと判断しております。

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、株主提案（第6号議案）に反対いたします。

株主提案の議案に対する反対理由

1. 会社提案による経営体制が、当社の企業価値向上に最適であること

当社は、候補者の指名に関する客観性と公平性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外役員を中心とする指名報酬諮問委員会を設置しております。

候補者の選定については、各氏の経歴だけでなく、対面による質疑応答等を通じて資質・適格性・専門性の確認をし、十分に審議したうえで指名しており、同委員会の答申を踏まえて取締役会で決定しております。

本定時株主総会に上程する候補者についても同様の決定プロセスを経て選定しており、当社が提案する体制が最適であると判断しております。

当社が提案する候補者各氏は、各分野における豊富な経験、広い視野、企業法務・コンプライアンスや財務・会計等の知識等を有しており、能力のバランスや多様性、専門性を意識した構成としております。

また、当社を取り巻く昨今の環境や当社における喫緊の課題に機動的に対応し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な体制となっております。

さらに、取締役候補者5名のうち、2名が独立性の基準を充たした社外取締役候補者で、取締役総数に占める割合は4割であります。

2. 現経営体制のもとでガバナンス改革が着実に進んでいること

当社は、2022年2月に連結子会社において不正会計が発覚したことを受け、再発防止に向け、全社一丸となって、コーポレート・ガバナンスの再構築に取り組んでまいりました。具体的には、2022年9月30日付公表の「集中再生プロジェクトの取組状況（総括）について」のとおり、内部統制の再構築（管理部門の人員拡充、内部監査計画の見直し、取締役や従業員の権限に対する牽制を目的に重要規程の見直し等）、取締役会の監督機能の強化（取締役会の実効性評価の実施、社外役員と業務執行部門との意見交換会の開催等）、法令遵守・リスク管理（コンプライアンス管理規程およびリスク管理規程の見直し、コンプライアンス担当役員の配置、コンプライアンス・リスク管理委員会の開催等）等、多岐にわたるガバナンス改革を集中的に進めてまいりました。

このように、現経営陣の指揮のもと、当社グループにおける喫緊の課題である、内部統制、コンプライアンス、ガバナンスの強化に向けた取り組みが着実に進んでいると考えております。一方で、これらは継続的に取り組んでいる途上であり、その効果は今後更に具現化されてくるものと確信しております。経営の連続性、安定性の観点からも、当社の直面する課題を理解している経営体制で継続することが必要であると判断しており、早急にガバナンス体制を安定させることが、株主の皆様をはじめお取引様、従業員にとって優先すべきであるという結論に至りました。

3. 本株主提案について

一方、本株主提案では、コーポレート・ガバナンス体制の構築に精通した人物であるとしていますが、多様性や専門性といった観点でも、本株主提案の取締役候補者3名のみですと、会社提案と比べ、専門分野の経験・知識に偏りがあると考えます。また、会社提案の取締役候補者5名に、本株主提案の取締役候補者3名を加える場合は、スキルの重複があり、取締役会全体としてのバランスが悪いと考えます。

なお、本件提案株主に対し、本株主提案の取締役候補者の当社取締役としての適格性を確認するべく、面談を依頼しましたが叶いませんでした。

また、本株主提案の理由において、当社現経営陣が不適切な企業運営をしているとする行為等は、そのいずれも、後記のとおり、コーポレート・ガバナンスないしコンプライアンスの観点から問題のないものであります。

4. 結論

これらの理由に基づき、当社の株主価値および企業価値の向上の観点から慎重かつ十分な審議を行った結果、当社取締役会としては、会社提案の

取締役候補者5名が選任されることこそが、当社の持続的な企業価値並びに全てのステークホルダーの共同利益の向上の観点から最善であり、本株主提案にある候補者の選任は不要と判断いたしました。

したがって、当社取締役会は本株主提案に「反対」いたします。

(本株主提案において、当社現経営陣が不適切な企業運営をしていると指摘されている行為等について)

①子会社の臨時株主総会について

まず、本株主提案は、「(当社の)子会社であったエスケイイフロンティア株式会社では、2022年5月25日付で、当時、同社の代表取締役であった肥田貴將に何らの報告もすることなく、臨時株主総会において、代表取締役ではなく取締役が取締役会を招集できるよう定款を変更する等の議案を书面決議したとする臨時株主総会議事録を作成するとともに、肥田貴將に無断で同人名義の記名押印をしていることが確認されました(同様の事態は、CPSにおいても確認されております。)」としています。

しかしながら、この臨時株主総会は、同社の株主である当社の株主提案により書面開催され、当社以外の株主を含む株主全員が書面により同意の意思表示をして決議されたもので、会社法第319条第1項の書面決議として有効なものです。

②株主代表訴訟の公告について

また、本株主提案は、「株主代表訴訟について訴訟告知を受けた旨を遅滞なく公告し、又は株主に通知しなければならないにもかかわらず、(提案株主より)速やかに上記通知公告義務を履行するよう求める2022年10月5日付内容証明郵便を受領するまで、かかる公告義務を果たしませんでした。」としています。

しかしながら、当社は、9月7日に本件訴訟告知書を受領し、9月14日に電子公告にかかる手続きの手配を行い、10月6日から電子公告を実施したものであります。

したがって、2022年10月5日付内容証明郵便を受領するまで、公告義務を果たしていなかったということではなく、遅滞なく公告手続きに着手しております。

③中間配当および不正会計問題の責任

そして、本株主提案は、「(当社は)2022年9月期第2四半期決算において、CPSにおける不正会計問題に係る特別調査費用の計上等が原因で赤字決算となったため、1株当たり14円と予想されていた同期中間配当について無

配とすることを決定しました。しかし、（当社においては）投資有価証券等の余剰資産が多分に存するため、これらを処分する等により配当原資を確保することは極めて容易であったといえます。それにもかかわらず、現経営陣においては、配当原資を確保するために必要な検討をすることなく、単に四半期決算が赤字となったことのみをもって無配の決定をしております（なお、上記のとおり、2022年9月期第2四半期決算が赤字となった主な原因はCPSにおける不正会計問題に係る特別調査費用の計上にあるところ、この不正会計問題については、（当社の）前代表取締役であった肥田貴將のみならず、それ以外の役員にも一定の責任があることは明らかであるにもかかわらず、現経営陣は、肥田貴將を（当社の）子会社役員から解任してその責任を取らせる一方で、自らは役員を辞任することも、役員報酬の一部を返納することもなく、何らの責任も取っていません。）とされています。

しかしながら、まず、2022年9月期第2四半期決算において中間配当を無配とした理由は、2022年5月13日付公表の「剰余金の配当（中間配当）に関するお知らせ」のとおり、移動体通信機器販売関連および葬祭事業での不採算拠点の減損損失の計上、不正会計にかかる特別調査費用の計上等で残念ながら赤字決算となったためです。具体的には、移動体通信機器販売関連事業セグメントにおいて36,950千円、および葬祭事業セグメントにおいて、147,580千円の固定資産の減損損失を計上するとともに、連結子会社における不正会計の発覚に伴い独立調査委員会による調査費用および過年度決算の訂正に要する費用で171,542千円を計上しました。その他含め計382,853千円の特別損失を計上し、一転して赤字決算となり、また、金融機関との間で契約している一部の借入契約について財務制限条項に抵触するという状況（現在、金融機関との間で期限の利益喪失に係る権利を行使しないことについての合意を得ております。）もあるなか、財務面への影響や当面の資金繰りに万全を期すことが最善であるとの経営判断からやむを得ず中間配当を無配とさせていただいたものです。

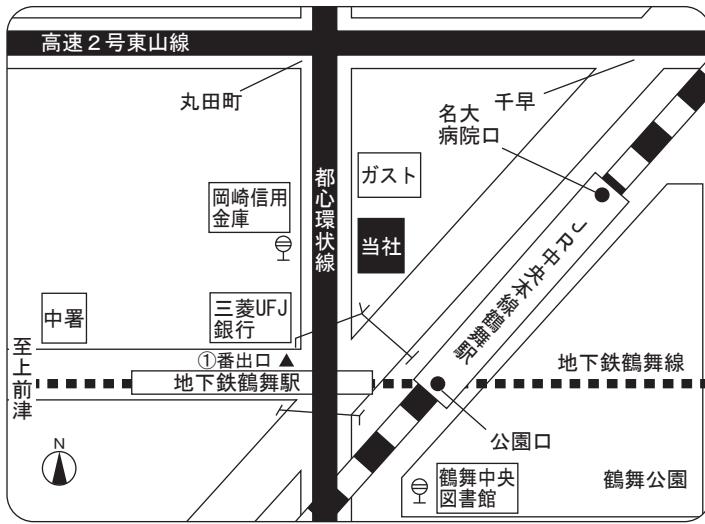
また、不正会計問題の責任については、2022年3月25日付公表の「独立調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」のとおり、当社の連結子会社における不正会計に関して、独立調査委員会によって、独立性、専門性の高い調査が行われた結果をまとめた「調査報告書」において、同不正会計が5年以上にわたり継続され、発見されなかった原因・背景として、不正を起こさないようにするための仕組み作りである内部統制システムの構築の責任者である当社前社長（提案株主である（株）サカイの代表取締役）が機能不全を起こさせていたと指摘されています。当社前社長自身も、その責任の重大性を認識したうえ、当社代表取締役および取締役を辞任するに至りました。また、当社前社長が当社の子会社役員を解任された理由は、同不正会計により、当社は2022年9月期第1四半期報告書の提

出期限を延期したほか、過年度の決算の訂正を行うなど、当社グループの業務運営は大きく混乱し、また、信用を著しく失墜させたことに加え、当社前社長は、個人的費用を当社に付け替え、個人の費用負担を免れた事実が監査法人から指摘され、取締役の忠実義務(会社法第355条)に反する行為が認められたことで、当社グループの各子会社の代表取締役および取締役としての資質を有さないものと判断し、それらの役職を解任したものです。

なお、現在、当社、当社連結子会社および当社役員と(株)サカイおよび当社前社長とは、不正会計問題および当社前社長の当社連結子会社役員解任を巡り、複数の訴訟において係争中であることを申し添えます。

以上

株主総会会場ご案内図



株式会社サカイホールディングス 本社5階会議室
名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケイファーストビル）
電話 052-262-4499

経路のご案内

〈地下鉄・JR〉

地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車(①番出口)—————徒歩5分

JR中央本線「鶴舞駅」下車(公園口出口)—————徒歩5分

〈市バス〉

市バス栄20・26号または名駅18号系統にて「鶴舞公園前」下車

名駅・栄方面よりお越しの方—————バス停より北へ徒歩5分

新瑞橋・高辻方面よりお越しの方——バス停より向かいへ徒歩5分

お願い

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。